

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷三十第

行發日一月八年十正大

論叢

租税に於ける給付能力の原則

法學博士 神戸 正雄

累進税説の統計的觀察

法學士 汐見 三郎

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

農業勞働問題

法學博士 河田 嗣郎

時論

大正十年度の豫算を讀む

法學博士 小川郷太郎

說苑

八時間勞働制の沿革

法學博士 山本美越乃

井リヤム・タムスンの分配論

經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上 肇

家畜保險に就て

經濟學士 野口 正造

中世都市の發達 (三)

——對明貿易の影響——

三 浦 周 行

室町時代の初期に幕府が明に對して變則的外交を開始してから、其影響を受けて、都市の發達を促したことも看過することが出來ぬ。

足利義滿の明に向つて使節を派遣したのは應永八年に始まる。是より以前に我遣使の事を書いた支那側の歴史記録もないではないが、一つとして確たる徵證を見出ださぬのみか、却て其反證に富んで居る。故に私は義滿が略海内を平定し、部下の反抗者を沈黙させた後、兼ねて其意志の動きつゝあつた對明外交に着手したと見る方が、事實にも合し、且つ極めて自然的であると考へる。

尤も彼れは是より先き、明からも朝鮮からも一再ならず、我國民の其沿岸地方に於ける劫掠を禁止すべき申出には接して居た。彼れが外交を開始するの理由は他にあつたにもせよ、此要求に副ふを聲明もし、實行もしつゝあつたのは事實であつて、明が其經濟上の損失を忍びつゝ我希望を容れたのは、全く此好餌に釣られたものと謂つて宜しい。然れば日明貿易開始の一つの動機は

彼れの所謂倭寇の禁止であるといひ得ると共に、又日明貿易の媒介者も倭寇其者であつたといひ得るのである。

我國の貿易は古來朝廷や幕府を本位としたことであつて、言はゞ官主民従とも稱すべきものである。故に民間貿易に對しては、種々の干涉掣肘を加ふるの例であつて、鎌倉幕府の如きも、貿易船を禁止し若しくは隻數を制限し、特に西國の海賊に關する取締令を發して居る¹⁾。然るに朝廷の威力が衰へ、幕府も遠く東國にあつて監視の眼が届き兼ねたに乘じて、西國地方に於ける民間の貿易家が頗に活躍し出した。彼等は今より何等官憲の保護を期待せずして勦驅の外國貿易に従事するものであつたから、平和の經濟戰以外、時として往々常軌を逸する海賊的行爲を敢てしたのは是非もないことである。而かもこれを善意に解すれば、官貿易が國民貿易に移り、保護主義の貿易が自由主義の貿易に變らんとするものと看做さるべきであつて、彼等民間貿易家の擡頭は、我貿易史上注意に値ひするものと謂ふことが出來やう。

鎌倉時代に元・高麗の來寇があつて、我國と是等兩國との國交が斷絶されたことは、此種の民間貿易を阻礙したこと言ふ迄もないが、彼文永・弘安兩役の中間に於てさへ、此種の貿易船で元に渡航して互市を行つたものもあつた程で、商業に國境なしとの諺は相當實現されつゝあつたのである。此間元が平和の使として禪僧を我れに寄越したのは、我國俗の禪宗に歸依したことを聞いて

1) 侍所沙汰篇、新編追加

て利用したにしても、彼等が一切の塵事と相關せざる出世間の身であることが、國際間の猜忌や反感を緩和するにふさはしかつたからである。其一人であつた一寧が我貿易船に身を託して來朝した事實は頗る趣味あることゝ謂はねばならぬ。

さりながら保護貿易が比較的安全で、且つ利益の確實なることは申す迄もなかつた。殊に海賊の難の多かつた當時に於て、少くとも日本の領海丈でも其航路の安全を保障さるゝことは、如何ばかり望ましきことであつたらう。自由主義の民間貿易が盛んに行はれつゝあつた間にも、又此安全なる舊式貿易の斷續を見ない譯に行かなかつたのはこれが爲めである。

曆應四年に始まつた天龍寺船は足利幕府が天龍寺造營の經費を得る爲めに、歸朝後は損益に拘らず、錢五千貫文を寺家に納附すべき契約の下に民間の一貿易家の元に遣す貿易船に保護を與へたものであるが、鎌倉幕府の末期に於ても、建長寺の造營料を得んとして元に遣された貿易船の爲め海上の警衛を命じた事實がある²⁾。天龍寺船は畢竟是等前代の遺制を復舊したものに外ならぬ。

此方法に據れば、幕府は只其權力を行使すべき範圍内に於て、貿易業者に保護を與へ、其收益の幾分を寺家に納めて建築費に充てさせた丈であつて幕府自身利得するところはなかつたけれども見様に依つては、幕府がみづから其歸依した寺院に對して寄附行爲に代へたところの一手段と看做されやう。

2) 天龍寺造營記錄
3) 兎玉鑑採集文書

應永八年の義滿の對明外交は表面頗る堂々たるものではあつたが、其實外交の假面を被つた貿易に過ぎなかつた。彼れが博多の貿易家肥富某に勧められて、人もあらうに、此一商人を正使として派遣した一事でも、其外交の誠意ありしや否やを卜し得らるゝではあるまいか。

鎌倉幕府以來、外國との通交については幕府は必ず奏聞して勅裁を仰ぐの不文律が成立つて居た。而かも義滿が明に向つて外交を開始するに當つては事前に上奏の手續を取つた形跡は一つも見えない。彼れが最初の書簡こそ東坊城秀長が起草して居たが、其後は皆彼れの祕書ともいふべき五山の僧侶の筆に成つて居り、使節も亦同様であつた。此重大なる舊慣を破つた彼れの外交は彼れ一己の私外交であり、祕密外交であつた。其明帝に對して臣と稱し、日本國王の號を冒し、明の正朔を外交文書に載せたことなど、我國體に取つて許すべからざる屈辱は、彼れをして祕密を保つべき方針を取るに傾かせたのである。従つて其委曲を悉くすることは困難であるけれどもこれが開始の動機が、一民間貿易家の勸説に聽き、剩へこれを以て正使としたといふ異常なる出來事に考へ、更に前に述べたやうな過去の保護貿易に思ひ合せると、肥富は猶ほ天龍寺船の至本の如く、事實上其出資者ではありながら、義滿の名に於て、外交の影に隠れた一種の請負貿易を行つたものであつて、天龍寺船の場合と違ひ、義滿に向つて收益の幾分を納めさせたものではなかつたらうか。而して此外交の成功するを否とは實に繋つて明に對する我海寇の取締の効果を擧ぐ

ると否とにあつたから、義滿の外交に依つて多大なる打撃を受けたものは外ならぬ我民間の冒險貿易家であつた。要するに義滿に依つて開始された室町幕府の外交は我貿易の逆轉であつて貿易史上の一時期を劃するものと看做すべきである。

此外交は義滿に取つては豫期以上の成功であつた。應永八年の遣使は彼れとして一の新しい試みに過ぎなかつたらうが、翌九年に我遣明船の歸朝と伴つて、明の答聘船が參つた。其翌十年に明使が歸國すると共に、我報聘使も出帆した。爾來應永十五年の義滿の薨去迄毎年明船の來朝帆影相次ぐ有様となつたのである。

對明貿易に於て兵庫はいつも其埠頭となつて居た。明使もこゝに船を停めて上京して居る。其期間は大抵半歲或はそれより以上の事もあつた。京都に於てさへ彼等使節の貿易を行つた形跡があるから、國內に於ける商業都市として著名な此地に於て貿易の行はれない筈はなかつた。(此事は後に述べる)加之義滿が始めて明に使を遣つた應永八年には高麗の船が兵庫に着岸したと聞いて、彼れはこれを覽んが爲め、往復十日を費して京都から兵庫に出張して居る。彼れは此頃頻に遠近各地に旅行しつゝあつたとはいへ、此出張は彼れが外國人乃至外國貿易に多大の趣味を覺ゆるに至つた爲めと觀測すべきであらう。されば明使の來朝した時も、其少女を伴うて、見物の爲め兵庫に赴き、尋で明使を其北山の別業に迎へて引見した時には、彼等の旅館に充てた仁和寺

の法住寺から別業迄の通路を清掃し、武士を以て警衛せしめ、其儀仗の盛んなること目を驚かすばかりであつた。兵庫や京都が此新しい對明貿易の開始に依つて活氣附いたことは畧想像し得らるゝであらう。

然るにこれに關した日本側の史料の一切見當らぬ爲め、此貿易の都市に及ぼした影響を知る上にも隔靴搔痒の歎あるを免れぬのは深く遺憾とせなければならぬ。それには室町幕府の外交に本來暗い影があつて外間の窺ひ知るを望まなかつたことも、確に其一つの理由とすべきであらう。

東福寺の岐陽和尚は應永九年に來朝した明の答聘使の一人なる一庵和尚に贈つた書に「官禁稍嚴不許僧人來往和尚之門一只徒仰慕而已」云々と書いて居る。幕府が此の如く邦人の彼旅館に入し、使節に接近するの機會を與へなかつたのは、亦此用意に出でたものであらう。此頃兵庫關は南北の兩關に分れ、北關は東大寺の、南關は興福寺の所管であつて、これに關する記錄文書も相當多く傳はつて居るけれども、其管轄は何れも國內の船舶を取扱ふに止つて、外國船殊に明の外交使節を載せた船舶に及ばなかつた爲め、何等これに關した記錄・文書を傳へぬは寧ろ當然である。

義滿の屈辱的外交は當時に於ても非難を免れなかつた爲め、彼れの後繼者たる義持の時代に至つて中止されたが、其後約二十年の後、義教將軍の時代に再興された。外交の美名に隠れて貿易

を行ふ方針は、義滿の時と同じであつたけれども、幕府の財政が一層窮乏であつた丈、一層露骨となつたのである。周鳳は此外交を「近者大將軍爲^レ利國故、竊通^二書信^一」⁵⁾といつて居る。將軍の私的外交を道破した點はもとより當つて居るけれども、其目的の「爲^レ利國」といつたのは滿濟が「爲^二本朝御興隆之大事^一」といつて居るのと同じく、公私混同の甚しき過當の評である。尤此種の外交は義滿や義教等ばかりではなく、明すら同様であつたと認むべき理由があるが、それは後段の説明に譲つて、こゝには他に一つの實例を擧げて見やう。

應永十五年と同じく十九年とに南蠻船が我が北海の要港の一つなる若狹の小濱沖に入港して國王亞烈進卿から日本國王への贈物を齎^レらしたことがある⁶⁾。此他にも應永二十五年に南蠻國より方物の來たことが滿濟往后日記に見えるのは矢張小濱へ入港したものではなからうか。此南蠻船は從來アラビアのであらうと思はれて居たのであるが、私は朝鮮の實錄を調査した結果、瓜哇であることを知つた。瓜哇船は此頃朝鮮へも來て通交と共に貿易を營んで居たが、我國へ來朝したのも朝鮮からであつたと覺しきことは、同國と交通のあつた小濱に入港した一事で知れる。南蠻の使節は兩度共小濱の間丸本阿彌の家に泊つた。間丸は即ち貨物の委託販賣の傍ら、旅館業をも營んで居た問屋であるが、彼等は恐らく此珍奇なる南洋產物の委託販賣に依つて多大なる潤益を得たことであらう。當時小濱は皇室の御料地であつた爲め、朝廷よりは幕府を経て南蠻鐵船の公事⁷⁾

5) 善隣國寶記

6) 若狹國稅所今富名領主代々次第

7) 滿濟准后日記應永二十五年八月十八日條

を直納すべき旨守護一色義範に御沙汰があつたのも、強ち御無理とは申されまい。

義満が第一回の遣使の出資者については試みに私見を述べて置いたが、應永十年第二回の遣使については、將軍から種々の武器等を使節に渡した以外に、諸大名からも同様貿易の爲めに貨物を託送したことが日次記に見える。然るに義教の遣使からそれらの事が一層組織的となつた、其第一回の遣使の如き本船類船(附屬船の意)共五隻(一號船より五號船に至る)から成り、將軍の外山名以下の諸大名・石清水・大乗院・相國寺等が唐船人數(十人とも十三人とも)なるものに加へられ其船舶・貨物の調達・設備・旅費等一切の經費を分擔したのである。されば名は日本國王の外交であつたけれども、實は是等の少數の人々の合資貿易事業に外ならぬ。

併しながら明使の如きも、決して單なる外交使節を以て目すべきものではなかつた。其永享六年の答聘使の如きも、我れと同じく五隻を率ゐて來朝したのであつて、内官三人・外官一人共入京して幕府の引見式の行列に加はつた隨員丈でも數百人(記錄に依つて少きは三百人から五百人・六七百人と書いて居る。間々千二三百人とあるは誇張に過ぎるやうである。)將軍への方物辛櫃五十合、鳥屋十籠・鰯眼(錢)三十萬貫^⑧とあるは莫大の荷物に相違ないが、それにしても、五隻の船に數百人の隨員を乗せての來朝は餘りに大袈裟であらう。滿濟准后日記を見ると、彼等が京都に滞在中貿易の行はれたと見るべき多少の傍證がないではない。

義持の時外交斷絶以來倭寇の取締を求むるに途のなかつた明は義教の遣使に接して満足の餘り我使節一行數百人に對しても出來得る限りの優遇を與へた。されば當時隱然義教の内治・外交等の顧問であつた滿濟は今後渡明する邦人の待遇を受けない爲め、明使優待の必要を説き、明使の旅館の仁和寺法住寺に決せられたことに對しても、

次唐人宿事、仁和寺法住寺御治定云々、此在所若唐人意ニ不相叶儀モヤト存候、唐人モ定賣買ヲ本ト可仕歟、然者毎日可出京仕内野ヲ遙々可罷通一條、第一路次怖畏モ可_レ在_レ之歟、萬一唐人一人モ不慮儀ニ可罷逢一條、日本瑕瑾不_レ可_レ過_レ之哉、次末々唐凡黨等毎日酒肉賣買儀、於法住寺不_レ可_レ得_レ其便歟、然者唐人等周章可_レ爲_レ勿論候歟、唐朝王爲_レ被_レ歸聞、第一疎荒御賞翫儀モヤト存候云々⁹⁾

といつて反對して居る。此中酒肉賣買云々とあるは料理人の不便を述べたものであるが、唐人も定めて賣買を本とするであらうといふは貿易の意味であつて、幕府の外交事情に曉通した人丈、流石に外國人に對する同情に富んで居るのは笑止である。看聞日記¹⁰⁾に當時明人商賣の爲め唐墨が流布したと見えるは即ち此貿易に依つたものに外ならぬ。京都の商業が此明の商品の輸入に依つて刺激されたことも少しとせなかつたであらう。

京都に於てさうであつたから、兵庫に於ても同様の貿易の行はれたことは、略類推することが出

9) 滿濟准后日記永享六年五月十二日條

10) 看聞日記永享六年六月十八日條

來やう。

兵庫莊はいつしか將軍の御料地となつて居る。寶徳元年義政が將軍となりて判始の式を行つた時に、源氏の氏神たる石清水八幡宮に御教書を以て兵庫庄の内に寄附したが、康富記には、兵庫御料所の内と記されて居る。而して兵庫には將軍の直轄の倉庫があつて、遣明使の船が、明から輸入した貨物をこゝに納めて置いたやうである。永享六年遣明使の道淵に不正行爲があつた爲め其船全體(六月二十四日條に小泉丸とあるものか)を一先づ兵庫の藏に點じ置いて、逐て何れかに寄附せられんとした事が滿濟准后日記¹¹⁾に見えるのは道淵の船を沒收して兵庫にある將軍の倉庫に保管せしむる事を意味したものである。

此頃幕府の財政は政所に於て管掌されて居たが其收入毎月約六十貫文は京都・近江の土倉・酒屋の役錢即ち營業稅の收入を以つてこれに充てられ公方の御倉なるものがあつて將軍御料地の年貢や金錢の出納事務を取扱つて居たので、納錢方御倉ともいつた。其主任が御倉奉行である。寛正五年の冬より諸商賣役即ち商人の營業稅の徵收方を此の御倉であるところの正實坊に命ぜられたが、正實坊は更に山門の公人^{クニシ}を其使として取立てさした。京都の土倉は營業上の便宜を得る爲めに山門の公人となつて居たものが多かつたやうであるから、これも恐らくは同業者であらう。所謂公方の御倉は非常に役徳の多かつたものと見えて、蔭涼軒日錄¹²⁾に「或知客曰、正實坊如舊公方御倉爲三人領之、亦不幸乎」と見えて居る。併し其後を見ると、納錢方御倉は正實を改めて禪

11) 滿濟准后日記永享六年六月九日條

12) 蔭涼軒日錄文正元年閏二月十五日條

住・定光・定泉等に命ぜられたとあつて、必ずしも一人に限つた事ではなかつたやうである。¹³⁾ 彼等が何れも同業者中の巨頭であつたことは、寛正四年に、義政が其生母裏松重子の薨去に當つて佛事を營むべき経費を、公卿諸大名及び京都の富豪に課した時、一般の土倉と別に、正實・定光・善住・定泉の四人が各千疋を獻せしめられて居るもので知れる。¹⁴⁾ さればこそ彼等は選ばれて幕府の納錢方御倉たる光榮にも浴したのであつて恰も江戸時代の爲替方に似て居る。されば將軍の経費を要した場合に、政所に命すれば、政所は更に公方の御倉に命じたのである。親元日記に見えた文明五年十一月八日政所の飯尾より定泉坊に命を傳へたものなごも一例である。

京都の土倉は酒屋と共に平素莫大の役錢を課せられた上に、臨時に経費を要する場合には必ず前記の如く進上を強ひられたり、又借用の名義で御用を仰せ附かるを例として居た事は江戸時代の御用金、借入金とかいふものに類して居る。義政が遣明船を發するに當りても、其糧米即ち往復の旅費及び將軍が兵庫に旅行する経費は亦京都の土倉に於て一時これを立替へて置く事に同意した爲めに行はれたのであるが、それは逐て遣明船の歸朝後、其貿易の収益を以て辨償さるべき等であつたから、彼等に辨償の保障を與ふべき目的を以て、彼等が組合の代官即ち代表者を兵庫に置くの必要を満濟は力説して居る。¹⁵⁾ 思ふに兵庫の將軍の倉庫は京都の土倉が自己の利益を防衛する爲めに其手で保管して居たものであらう。

13) 親基日記寛正六年十二月三十日條

14) 蔭涼軒日錄寛正四年八月二十九日條

15) 滿濟准后日記永享六年二月二十五日條